都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年十月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十二年四月五日奈良県指令建第八四―一五九号

平成二十二年五月十三日奈良県指令建第八四―一五九―一号

平成二十二年九月十日奈良県指令建第八四―一五九―二号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十二年九月二十二日建第七四一六号

三　開発区域に含まれる地域

橿原市小槻町四七三番地ノ一、四七四番地ノ一、四七五番地、四七七番地、四七八番地、四七九番地、四八〇番地、四八一番地ノ一、四八二番地ノ一、四八二番地ノ二、四八三番地ノ一、四八三番地ノ二、四八四番地ノ一、四八六番地ノ二、五一七番地ノ一、五一七番地ノ二、五一八番地ノ一、五一八番地ノ三、五一八番地ノ四、五一八番地ノ五、五一八番地ノ六、五一九番地ノ一、五一九番地ノ三、五二二番地、五二三番地、五二四番地、五二五番地、五二六番地、五二七番地、五二八番地、五二九番地、五三〇番地、五三一番地ノ一、五三一番地ノ二、五三二番地ノ一、五三二番地ノ二、六七九番地、六八〇番地、六八一番地、六八二番地、六八三番地、六八四番地及び六八五番地

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市北八木町一丁目一番地八号　橿原中央ビル

株式会社エヌ・ジー・エス　代表取締役　前川浩二